



# ステップアップ 畜産!

西部農業事務所 家畜保健衛生課 (西部家畜保健衛生所)  
〒370-0074 高崎市下小島町 233  
TEL 027-362-2261、FAX 027-362-2260



## ～記事～

- ★死亡牛のBSE検査対象牛の変更について
- ★令和6年度浅間家畜育成牧場の入退牧について
- ★牛のランピースキン病の日本への侵入リスクが高まっています
- ★令和5年度のローリー乳による牛ウイルス性下痢ウイルス検査
- ★定期報告書の提出をお願いします!
- ★群馬西部牛共進会は県共進会の予選会として実施されます
- ★堆肥の販売には届出が必要です

## ～別添資料～

- ★【R6年4月変更】死亡牛の取扱い・BSE検査対象牛
- ★ランピースキン病【国内への侵入リスクが高まっています】
- ★定期報告等の手続きが電子化されます
- ★EUにおける規則の変更に伴い、『ホスホマイシン』という抗菌剤が投与された牛は、EU向けに輸出ができなくなります(牛飼養者、関係者のみ)
- ★農作業中の事故を防ぎましょう!!



## ★死亡牛のBSE検査対象牛の変更について

令和6年4月1日より、BSE検査対象となる牛の**月齢区分が廃止**されます。  
検査対象牛は、**治療に反応しない進行性の神経症状や行動異常**を呈する牛です。  
(96カ月齢以上の一般的な死亡牛については、BSE検査が**廃止**されます。)

※生前、神経症状や行動異常を呈した牛に関しては、NOSAI家畜診療所や開業獣医師等の検案を受けるようにお願いします。

※BSE検査対象牛については「**死亡牛処理整理票**」の記入をお願いします。

※死亡牛整理票がお手元にない場合は、「西部家畜保健衛生所」または「県畜産協会」までご連絡ください。

※詳細は、**別添資料をご参照ください。**

## ★令和6年度浅間家畜育成牧場の入退牧について

浅間家畜育成牧場では新たな牛舎の整備がほぼ完了し、令和6年度から以下のとおり入退牧方法が変更されます。

### 【主な変更点】

- ①預託区分は全て年間牛とし夏季牛は廃止。
- ②乳用種で入牧推奨月齢は概ね7カ月齢。
- ③入牧時期は毎月1回入牧（原則毎月第三水曜日、3月のみ第二水曜日）年間480頭受入れ予定。
- ④退牧時期は分娩前3カ月に退牧となり、入牧日に合わせて退牧を実施します。
- ⑤預託料金は1頭1日当たり650円で年間一律に改定。

なお、冬季（12～3月）の入牧も可能です。（冬季入退牧牛の通常の輸送が困難な場合は、輸送方法を検討します。）

また、入牧後約2週間は連動スタンションのある導入牛舎で飼養しますので、導入前のスタンション馴致へのご協力をお願いします。併せて、削蹄・除角及び個体識別情報の異動報告についてもご確認をよろしくお願い致します。



## ★牛のランピースキン病の日本への侵入リスクが高まっています

ランピースキン病は、ランピースキンウイルスの感染により、発熱と皮膚（特に頸部、背側、脚部、外陰部など）に数個～数百個に結節・発疹ができるのが特徴で、乳用牛では泌乳量が低下します。また、山羊や羊には病原性が無いと言われていています。

日本での発生はありませんが、令和元年の中国での発生以降、アジア各国で発生が続いており、昨年10月には韓国において初めて発生が確認され、日本への侵入リスクが高まっています。

これからの季節、アジア地域からの媒介節足動物（サシバエや蚊など）の飛来により、ランピースキンウイルスが国内へ侵入する可能性が高いため、毎日の健康観察で本病を疑う臨床症状がみられた場合には、速やかに家畜保健衛生所へご連絡をお願いします。

※別添資料にて写真をご覧ください。



## ★令和5年度のローリー車乳による牛ウイルス性下痢ウイルス（BVDV）検査

BVDVの農場への侵入は、感染した導入牛や導入牛（預託牛）産子が要因として考えられます。しかし、牛の導入を行っていない農場においても、農場内に浸潤し、気付かないうちにBVDV持続感染牛（PI牛）が複数頭出生していたケースも確認されています。

ローリー車乳による検査は、BVDVに感染している搾乳牛の摘発を目的としていますが、西部管内農場においては、今年度の本検査で摘発はありませんでした。

農場にPI牛が存在した場合、農場での不受胎や流産、子牛の事故率の増加、さらに新たなPI牛の発生につながります。飼養牛へのワクチン接種、導入牛及び導入牛（預託牛）産子のBVDV検査を実施し、農場への浸潤を防ぎましょう。

なお、検査は1頭につき検査手数料1,290円にて家畜保健衛生所で実施しています。

## ★定期報告書の提出をお願いします！

家畜伝染病の発生予防やまん延防止対策を図るため、家畜を飼養する全ての所有者は毎年2月1日時点の家畜の飼養状況を知事あてに報告することが義務付けられています。

提出期限は令和6年3月15日ですが、未提出の方はご提出をお願いします。また、報告内容の確認等を随時行っていますので、ご協力をお願いします。

### 令和6年度から定期報告等の手続きが電子化されます

行政手続きの電子化に伴い、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を利用した手続きが令和6年度から可能となります。令和6年度から電子申請可能な手続きは以下のとおりです。申請に際し、事前にeMAFF IDの取得をお願いします。

また、手続きの電子化のためのスマホ向けアプリも令和6年度から開始予定です。これまで同様、紙面での報告も可能ですが、オンライン申請を是非ご活用ください。詳細は添付資料を参照してください。

#### 【令和6年度から電子化される手続き】

- 令和7年2月提出の定期報告（全家畜の所有者）
- 令和6年10月からの家きんの一斉点検（家きんの所有者）
- 令和7年5月からの豚等の一斉点検（豚等の所有者）

## ★群馬西部牛共進会は県共進会の予選会として実施されます

群馬西部牛共進会は、今年度で第51回目が巡回審査により開催されました。関係各位には、開催にあたりご協力いただいたことを誠に感謝申し上げます。

しかしながら、近年の共進会は出品戸数及び頭数が以前よりも減少し、部門ごとに複数の出品牛で順位を競うことが困難になっています。また、開催時期の高温による牛や人への負担、会場の確保が困難であることを考慮すると、今後は集畜での開催は難しいと考えられます。

そこで、群馬西部牛共進会は現在の形式での開催を改め、県共進会の予選会として、巡回審査により実施していくこととなりました。それにともない、西部家畜共進会を3月6日の臨時総会をもって解散し、次年度以降は新たに県共進会の予選会開催に目的を特化した新組織を立ち上げ、実施していきます。

なお、予選会への出品に関しては、これまでと比べて大きな変更点はなく、県共進会への出品希望の有無にかかわらず、出品は可能となる予定です。

関係各位には、引き続き開催についてご協力をよろしくお願い申し上げます。

## ★堆肥の販売には届出が必要です

これから暖かくなり、耕作の準備が始まると、堆肥の需要が増加します。生産した堆肥を不特定多数の者に販売する場合は、「特殊肥料生産業者届出書」（肥料の品質の確保等に関する法律第22条）及び肥料販売業務開始届出書（同23条）を県知事に届け出る必要があります。詳しくは群馬県技術支援課ホームページの「特殊肥料の生産について」及び「肥料の販売について」をご覧ください。

また、堆肥を散布する場合には、強風の日を避け、風向きにも注意していただくとともに、散布後は、すみやかに耕耘をお願いします。

なお、自給飼料を栽培している農家の方は、飼料畑に堆肥を散布せずにおいておくことは、家畜排せつ物法違反となってしまいますので注意が必要です。

西部家畜保健衛生所 〒370-0074 高崎市下小島町233  
TEL 027-362-2261 (緊急時 24時間対応) FAX 027-362-2260

★ 畜産業を廃業された方に送付された場合は、お手数ですがご連絡ください。